平成２７年（フ）第１６１号
福岡県久留米市国分町1302番地　国分ビル203号
債務者　河野　仁美（旧姓立野）
1　決定年月日時　平成27年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第１６９号
福岡県久留米市小頭町３番地９　朝日プラザ久留米２　606号
債務者　小林　康一
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第１９０号
福岡県久留米市三潴町西牟田1598番地
債務者　糸瀬　優子
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第５８号
福岡県柳川市蒲生1038番地２　ドリームホープ203号
債務者　鳴神　恭子
1　決定年月日時　平成27年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで　福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２７年（フ）第２８６号
宮崎市潮見町37番地３
債務者　藥師寺規子
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２４４号
鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘４丁目１番地３（市住3254号）
債務者　三島　知也
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第３１７号
鹿児島県いちき串木野市東島平町281番地　アンソレイエⅣ202号
債務者　國生　　優
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第３３３号
鹿児島県熊毛郡南種子町中之上2786番地、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市新栄町１番12―302号
債務者　原口　純康
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第３０号
山形県新庄市大字松本128番地の16
債務者　奥山　和紀
1　決定年月日時　平成27年10月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで　山形地方裁判所新庄支部

平成２７年（フ）第２０４号
兵庫県明石市大久保町大窪256番地の１　住野マンションＣ－３号
債務者　京本　裕介（旧姓織田）
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第２２０号
兵庫県明石市二見町西二見2014番地の３　サンハイツ土山105号
債務者　河鍋　陽一
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第１３８号
松江市淞北台34番３―317号　淞北台団地
債務者　講武　　強
1　決定年月日時　平成27年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで　松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１３９号
松江市淞北台34番３―317号　淞北台団地
債務者　講武　弘子
1　決定年月日時　平成27年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで　松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１４８号
松江市下東川津町1198番地21　エレガントヴィラ105号
債務者　山根　　愛
1　決定年月日時　平成27年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで　松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３２８号
大分市敷戸東町20番４号
債務者　川野伸一郎
1　決定年月日時　平成27年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第７７号
宮城県遠田郡涌谷町字一本柳41番地　町営淡島住宅112号
債務者　伊藤　道子
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２７年（フ）第１３９号
福井県鯖江市水落町３丁目６―34　つつじ苑、住民票上の住所福井県越前市高森町第８号１番地の47
債務者　横山　俊子
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで　福井地方裁判所民事部破産係